

【よくある質問（傷病手当金）】

Q 1 PCR検査の結果が陰性であったものの、風邪の症状や37.5℃以上の発熱が続いており、感染の疑いが完全に否定できず、労務に服することができなかった場合は支給の対象となりますか。

A 1 感染拡大を防止する観点から、一度のPCR検査の結果が陰性であっても、風邪症状や発熱が続いている場合、事業所の証明があれば申請が可能です。

Q 2 無症状の濃厚接触者も傷病手当金の支給対象になりますか。

A 2 無症状の濃厚接触者については、傷病手当金の対象にはなりません。

Q 3 新型コロナウイルスの後遺症で勤務ができない状況が続く場合、勤務できなかった期間は傷病手当金の支給対象になりますか。

A 3 傷病手当金は新型コロナウイルスにかかっている、もしくは感染の疑いがある方が対象のため、後遺症については支給対象になりません。

Q 4 本人と同居家族が新型コロナウイルスに感染しましたが、就業制限の解除日が異なっています。本人が先に就業制限解除となったとしても同居家族の解除日まで労務に服することはできませんが、この期間も傷病手当金の支給期間に含まれますか。

A 4 本人の就業制限が解除されており、特に症状が無いのであれば傷病手当金の支給対象期間に含めることはできません。無症状の濃厚接触者と同じ取扱いとなります。

Q 5 給与収入と、事業所得の両方があります。傷病手当金と傷病見舞金どちらの申請をすればよいでしょうか。

A 5 感染時点の主な収入が給与によるものであれば、傷病手当金を申請してください。傷病見舞金は、傷病手当金の支給対象とならない方が申請できます。なお、判断に迷う場合は事前にお問い合わせください。

Q 6 夜勤で日をまたぐ出勤をしている場合、夜勤入りの日・夜勤明けの日どちらに出勤日を合わせますか。

A 6 夜勤入りの日に合わせてください。(例えば、午後11時～翌日午前6時の勤務をした場合、23時～30時の勤務と考えるため、夜勤入りの日に合わせてください。)

Q 7 転職により現在の勤務先では直近3か月の勤務状況を証明できません。
その場合、現在の勤務先による証明のみで申請してよろしいでしょうか。

A 7 直近3か月間において複数の事業所に勤務していた場合、各事業所において申請書を作成する必要があります。

Q 8 アルバイトの掛け持ちをしている場合、申請書③（事業主記入用）は複数提出するのでしょうか。

A 8 申請書③（事業主記入用）は事業所ごとに提出をお願いします。なお、申請書を市役所からお渡しする際に申し出ていただければ、必要な枚数をお渡ししています。

Q 9 直近の3月における就業日が一切ない場合は、傷病手当金の支給対象になりますか。

A 9 直近の3月における就業日が一切ない方の傷病手当金の支給額は0円となります。

Q 10 申請に時効はありますか。

A 10 傷病手当金の請求権は、労務不能であった日の翌日から起算して、2年を経過すると時効となります。

Q 11 支給までどれくらいかかりますか。

A 11 申請書が市役所に届いた日から1～1か月半程度で口座に振込みを行う予定です。申請の内容によっては審査にお時間をいただくため、遅れる場合もあります。また、不足書類等がある場合は全ての書類が揃ってからの審査となります。